

第 2 回・第 3 回において検討した想定事例一覧

〔想定事例 1〕俳優の肖像の無断利用の事例

Y が、俳優 X に無断で、生成 AI アプリにより、X によく似た顔の者がアクションシーンを演じている動画（本件動画 1）を生成し、これを SNS 上に公開して収益を得た事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。

〔想定事例 2〕歌手や声優の声（キャラクターの声を含む）の無断利用の事例

次の各事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。

2-1 Y が、歌手 X に無断で、生成 AI アプリにより、A の楽曲を歌手 X によく似た歌声で歌っている音源（本件音源 2-1）を生成し、これを SNS 上に公開して収益を得た事例

※ 本件音源 2-1 に「AI 歌手 X に A の曲を歌わせてみた」とのタイトルが付されていた場合はどうか。

2-2 Y が、声優 X に無断で、生成 AI アプリにより、B の楽曲を声優 X の演じるアニメキャラクター C の声によく似た歌声で歌っている音源（本件音源 2-2）を生成し、「C に B の曲を歌わせてみた」とのタイトルを付し、SNS 上に公開して収益を得た事例

〔想定事例 3〕加害者に収入を得る目的がない事例

想定事例 1 及び想定事例 2-1 において、Y に収益を得る目的がなく、単なる興味本位で本件動画 1 又は本件音源 2-1 を SNS 上に公開した場合、X の Y に対する損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。

〔想定事例 4〕本人以外の者による請求の事例

想定事例 1 及び想定事例 2-1 において、X が、芸能事務所である株式会社 Z との間で、以下の 4-1 又は 4-2 の内容の約定をしていた場合における Z の Y に対する損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。

4-1 X が、Z に対し、X が有するパブリシティ権の独占的な利用を許諾する旨の約定

4-2 X が、Z に対し、X が有するパブリシティ権を譲渡する旨の約定

〔想定事例 5〕パブリシティ権及び肖像等をみだりに利用されない権利の侵害が問題となる事例

次の各事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。

5-1 Yが、俳優Xに無断で、画像生成AIアプリに俳優Xの肖像とAの裸の画像とを入力した上で、Xの顔とAの裸を合成する指示をして、Xが裸になっているかのような画像（本件画像5-1）を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た事例

5-2 Yが、生成AIアプリにより、声優Xの声を合成し、Xが猥褻なテキストを読み上げているかのような音源（本件音源5-2）を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た事例

※ 5-1及び5-2において、Xが俳優等ではなく、一般人である場合はどうか。

〔想定事例 6〕死者のパブリシティ権の侵害が問題となる事例

Yが、生成AIアプリにより、既に死亡している俳優Xによく似た顔の者がアクションシーンを演じている動画を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。

〔想定事例 7〕死後の肖像権等の侵害が問題となる事例

Yは、画像生成AIアプリに既に死亡している俳優Xの肖像とAの裸の画像とを入力した上で、Xの顔とAの裸を合成する指示をして、Xが裸になっているかのような画像（本件画像7）を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た。本事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。

※ 想定事例の番号については、取りまとめ報告書において変更する可能性がある。